

大淀町立大淀中学校給食調理業務委託
公募型プロポーザル実施要領

令和8年7月

大淀町教育委員会 学務課

大淀町立大淀中学校給食調理業務委託公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

大淀町の学校給食は、現在小学校3校、中学校1校で自校調理方式により実施しています。しかしながら、将来的な人員不足が懸念されており、今後も自校調理方式を継続し安定的な人事配置を行うため、中学校1校の給食調理業務を民間委託することにより実施することといたしました。つきましては、民間事業者から知識と技術、更に豊富な経験に基づく企画の提案を受け、「大淀町立大淀中学校給食調理業務委託プロポーザル選定委員会」により審査を行ったうえで、学校給食の教育的意義や役割を理解し、より安全でおいしい給食を提供することができる事業者の選定を行います。

2. 業務の概要

(1) 事業名

大淀町立大淀中学校給食調理業務委託

(2) 履行場所

大淀町立大淀中学校 約340食/日

(3) 委託の内容

大淀町立大淀中学校給食調理等業務仕様書のとおり

(4) 業務期間

①準備期間

委託契約の締結日の翌日から、令和9年3月31日まで

②契約期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日までの3年間

3. 委託者選定方式

公募型プロポーザル方式

4. 委託料の上限額(消費税及び地方消費税を含む。)

3か年度分合計・各年度の限度額

大淀中学校の調理業務	3か年度分合計	56,628,000円
	令和9年度(4月～3月)	18,876,000円
	令和10年度(4月～3月)	18,876,000円
	令和11年度(4月～3月)	18,876,000円

5. 選考

(1) 選定および審査方法

事業者の選考にあたっては、大淀町立大淀中学校給食調理業務委託プロポーザル選定委員会（以下、「選定委員会」という。）によるプレゼンテーション審査を実施します。下記（２）評価基準の配点による２００点満点により採点し、優先交渉権者等を選定します。たとえ、提案者が１社のみであっても同様に選定します。その後、優先交渉権者と仕様書および提案書の内容について協議し、双方同意により当該業務の契約締結者を決定するものです。

(2) 評価基準

審査における評価項目と配点は以下のとおりです。

区分	評価項目	配点
①経営基盤等	ア 事業者概要	４０点
	イ 給食調理業務の受託実績	
②運営に関する考え方	ア 学校給食についての基本的な考え方	４０点
	イ 円滑な業務遂行能力	
③運営体制	ア 従業員の配置状況・有資格者数	７０点
	イ 研修計画	
	ウ 安全衛生管理体制	
	エ 配置計画	
	オ 業務代行者の確保が可能	
	カ 災害時の対応	
④経費の削減努力	ア 見積金額	５０点
合計		２００点

※選定委員会の委員１名あたりの配点です。

6. 参加資格要件

- (1) 令和８年度大淀町令和８・９年度入札参加資格者名簿（物品、役務等）の「給食調理業務」に登録している事業者であること。
- (2) 本町が示す「大淀町立大淀中学校給食調理等業務仕様書」の業務内容を確実に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- (3) 学校（原則として公立小・中学校の給食施設）での調理業務の受託実績が３年以上あり、かつ、現在も委託していること。（基準日令和８年５月１日）
- (4) 「大量調理施設衛生管理マニュアル（厚労省作成）」、「学校給食衛生管理基

準（文部科学省制定）」および文部科学省・厚生労働省が定める給食関係のマニュアルその他関係通知等に基づく学校給食業務が可能であり、調理師の資格を有する調理員の配置が可能であること。

- (5) 過去3年間（令和5年4月1日～令和8年3月31日）に、学校給食調理業務において食品衛生法の営業停止処分を受けていないこと。
- (6) 食育に関する指導体制、社員の教育、安全・衛生管理体制、事故発生時の保証体制、調理員が欠けた場合の即時サポート体制が確立されていること。
- (7) 学校給食の意義や特色を十分理解し、その円滑な実施に協力できること。
- (8) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等の適用を申請した者にあつては、同法の規定に基づき更正又は再生手続開始決定がなされていること。
- (10) 大淀町物品購入等に係る入札参加資格停止措置要綱（平成28年4月1日施行）に基づく資格停止期間中でないこと。
- (11) 大淀町暴力団排除条例第1条に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- (12) 法人税、消費税及び地方消費税等の税金を滞納していないこと。契約時に納税証明書の提出を求める。

7 選定スケジュール

1. 公告（実施要領等配布）	令和8年7月31日（金）
2. 現地見学会参加の申込	令和8年8月20日（木）午後3時まで
3. 現地見学会	令和8年8月26日（水）午前
4. 質問の受付期間	令和8年8月27日（木）～8月31日（月）
5. 質問の回答日	令和8年9月4日（金）
6. 参加申請書及び提案書の受付	令和8年9月4日（金）～9月11日（金）
7. プレゼンテーション審査の時間通知	令和8年9月18日（金）
8. プレゼンテーション審査	令和8年9月28日（月）午後（予定）
9. 優先交渉者の決定	令和8年10月上旬
10. 契約締結	令和8年10月中旬
11. 準備期間	委託契約締結の翌日から令和9年3月31日
12. 給食調理業務開始	令和9年4月1日（木）

8. 実施要領等の公表・配布

(1) 公表・配布日：令和8年7月31日（金）

大淀町ホームページにより公表

(2) 配布書類

- ①大淀町立大淀中学校給食調理委託業務 公募型プロポーザル実施要領（本文書）
- ②大淀町立大淀中学校給食調理等業務仕様書
- ③説明会参加申込書（様式第1号）
- ④参加申請書（様式第2号）
- ⑤誓約書（様式第3号）
- ⑥提案書（様式第4号）

(3) 配布方法：配布書類は、大淀町ホームページからダウンロードしてください。

9. 現地見学会

※応募予定の事業者は、上記の配布書類①、②を持参のうえ、出席してください。

(1) 日時：令和8年8月26日（水）午前中

※具体的な時間は、後日個別に連絡いたします。

(2) 場所：吉野郡大淀町桧垣本1581 大淀町立大淀中学校 給食室

(3) 申込方法：メールにより「現地説明会参加申込書」（様式第1号）を令和8年8月20日（木）午後3時までに申し込んでください。

※参加人数は1事業者につき3名以内とします。

メールアドレス：gakumu@town.oyodo.lg.jp

10. 質問の受付及び回答

(1) この事業者の選定に関する質問の受付期間

ア 令和8年8月27日（木）午前9時～8月31日（月）午後5時まで

イ 質問内容を簡潔にまとめて、メールにて大淀町教育委員会学務課（担当：本山）まで送信してください。質問の様式は任意です。

メールアドレス：gakumu@town.oyodo.lg.jp

(2) 回答

説明会に出席された全ての事業者へ、全質問をまとめた内容およびその回答を令和8年9月4日（金）にメールにより送信します。

11. 応募申し込み

このプロポーザルに応募する事業者は、下記の書類を提出してください。

(1) 受付期間：令和8年9月4日（金）～令和8年9月11日（金）
（土日を除く）

(2) 受付時間：午前9時から午後5時まで

(3) 受付場所：大淀町教育委員会 学務課（直接持参してください）

(4) 提出書類：下記のとおり

※様式のないものは、任意様式で結構です。

※書類に不備がある場合は、失格とします。

ア 参加申請書（様式第2号）

イ 誓約書（様式第3号）

ウ 提案書（様式第4号） 正本1部、副本（コピー可）7部

※副本は、応募者名、企業名、企業ロゴ、所在地、担当者その他
応募者を特定できる情報を記載しないこと。

いずれもA4版で作成すること（ただし、A3で作成したものを
A4版に折り込むことは、可とする）

エ 直近2カ年の貸借対照表 1部

オ 直近2カ年の損益計算書 1部

カ 会社案内等のパンフレット 1部

12. プレゼンテーション審査の時間通知

令和8年9月18日（金）にプレゼンテーション審査の時間を電話または、
メールで通知します。

13. プレゼンテーション審査の実施

(1) 実施日：令和8年9月28日（月）午後予定

(2) 実施場所：大淀町役場3階 301会議室

(3) 提案時間：20分以内（質疑応答の時間は含みません）

(4) 説明者：3名以内

(5) 準備物：パソコンを使用する場合は、事業者側で準備してください。
※プロジェクター（HDMIケーブル含む）はこちら
で用意いたします。

Ⅰ 4. 契約の締結

(1) 優先交渉権者の決定等

ア選定委員会の評価順位が第1位の者を優先交渉権者に確定し、順次、以下の交渉権者（以下「次順位者」という）の順位を確定します。

イ選定結果は、全ての参加者に通知します。

ウ選定結果については、何人も異議を申し立てることができません。

(2) 仕様書等の確定の協議

選定委員会より優先交渉権者確定の報告を受けた大淀町長（以下「町長」という。）は、優先交渉権者と協議して仕様書（提案書を含む。）の内容を確定します。※協議は、町長に代わり当該委託業者を所掌する学務課の担当職員が行います。

(3) 次順位交渉権者との協議

次の場合は、次順位の交渉権者と交渉を行います。次順位の交渉権者には、学務課の担当職員から別途ご案内します。

①優先交渉権者が参加資格を有しなくなったとき。

②優先交渉権者が辞退の届出を出したとき。

③優先交渉権者との協議が不調となったとき。

(4) 契約締結予定者の決定及び契約手続き

仕様書等の確定により、当該確定の協議を行った交渉権者を契約締結予定者とし、当該契約締結予定者を町長が契約相手と認めたときは、遅滞なく、学務課の担当職員からその旨を連絡し、その後の契約締結の事務は学務課において行います。

Ⅰ 5. 留意事項

(1) 次に掲げる場合は、失格とします。

ア提案書を提出期限までに提出しなかった場合

イ町が示した委託料の上限額を超過した場合

ウ提案書の記載内容に虚偽がある場合

エ提案書の提出時から契約締結までの期間に、本町の入札参加資格停止措置を受けた場合

オ提案書の提出時から契約締結までの期間に、会社更生法の適用を受けるなど、この業務の履行が困難と認められる状態に至った場合

(2) 応募者は、提案書の提出をもって、この実施要領その他本町が作成したこの契約に関する事項すべてを承諾したものとみなします。

(3) この応募に要する費用の負担は、応募者の負担とします。

- (4) 提出された書類については、その内容の変更または差し替えはできません。また、いかなる理由に関わらず返却いたしません。
- (5) 提出された提案書の著作権は、提出された事業者に帰属するものですが、町が業務上で必要とする場合は、複製を作成する場合があります。
- (6) 提出された提案書は、本町の保有公文書となり情報公開請求があれば、町情報公開条例の規定に基づいた処理を行います。
- (7) 提案書を提出した後、自己の都合により、この応募の参加を辞退した場合は、その旨を書面（様式は任意）で提出してください。
- 町は、辞退者に対してその後の不利益な取り扱いはいたしません。

問い合わせ、提出先

〒638-8501

奈良県吉野郡大淀町桧垣本2090番地

大淀町教育委員会 学務課（担当：田中、本山）

電話：0747-52-1522（内線320）

FAX：0747-52-5507

メールアドレス：gakumu@town.oyodo.lg.jp